

(別紙)

令和2年5月29日

本県における特定健康診査・特定保健指導等に係る実施方針について

香川県保険者協議会

現時点の本県の状況として、新型コロナウイルス感染症の発生が複数週間にわたり報告されていないこと、また、先般、緊急事態宣言が全国で解除されたことを受け、香川県が独自に公表している4段階の対策レベルのうち、最も緊急度の低い「予防対策期」にあることから、厚生労働省各課長通知に則った感染拡大防止策を講じた上で、健診等の実施を慎重に進められたい。

また、再度、感染の拡大が認められる等、全国若しくは本県における緊急事態宣言が行われた場合等においては、迅速な対応を図ることを前提とする。

健診等の実施に当たっては、厚生労働省各課長通知に則り、以下対応をいただきたい。(別添添付参照)

1. 緊急事態宣言の解除を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等の実施について

特定健康診査等の実施に当たっては、地域の医療機関等の負担とならないよう、香川県内の感染状況を踏まえ、感染症指定医療機関や地域の医師会等実施機関と連携のうえ、実施期間を延長するなど、いわゆる「三つの密」が回避できるようご配慮いただきたい。

2. 健診等を実施する際の感染拡大防止等について

特に健診等を集団で行う際には、実施医療機関と連携の上、会場等では、マスクの使用、手指衛生の徹底や体調不良者の事前の把握(受付時の発熱等症状の確認など)などにご留意いただきたい。

3. 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における健診等の実施について

今後、再度、全国若しくは本県における緊急事態宣言が行われた場合においては、迅速な対応が図れるようご協力いただきたい。